

平成26年度 第3回仙台市景観総合審議会 議事録

日時 平成26年12月25日(木) 午後2:00~4:00
会場 仙台市役所本庁舎2階 第2委員会室
出席委員 佐藤 盛雄委員、庄司 俊充委員、杉山 朗子委員、武山 良三委員、
杼窪 昌之委員、馬場 たまき委員、堀 繁委員、巖 爽委員、
吉川 由美委員、涌井 史郎委員
欠席委員 宮原 博通委員
仙台市 都市整備局長、福田次長、村上次長、吉野参事
その他 東北地方整備局建政部計画・建設産業課
青葉区街並み形成課、宮城野区街並み形成課、太白区街並み形成課
泉区街並み形成課
事務局 都市整備局計画部都市景観課

1. 開会

- 事務局 ・宮原委員がご欠席ですが、委員11名中、過半数を超える10名の委員
がご出席でございますので、規則第31条第2項の規定によりまして会
議が成立しております。
- 涌井会長 ・はじめに、議事録署名人を定めたいと思います。今回は私の他に武山委
員をお願いしたいと思います。
- ・本日は、屋外広告物規制のあり方についての基本的な議論であり、枠組
みの段階での話と、現実的な話と二つに分けながら議論を進めたいと思
います。

2. 議事 屋外広告物規制のあり方について

- 事務局 ・説明
- 涌井会長 ・非常に難しい課題ですが、まずは仙台の屋外広告物のあり方の哲学を
しっかり議論して確立し、次に、哲学を踏まえた上で具体的にどう展
開したらいいのかという意見を集約して、次回の審議会にかけるとい
う進め方の提案が出されました。
- ・はじめに論点整理をしたいと思いますが、事務局でこの哲学の部分に
ついての論点整理はできているのですか。整理ができていないのであ
れば、我々の中で色々議論させてもらうということでもよいですか。
- 都市景観課長 ・論点については、具体の整理はされていない状況ですが、課題と捉え

ているものをご説明しました。それにあわせて今後、実際に検討の対象となる項目をまとめています。

涌井会長 ・ 了解しました。ではこの哲学となる、大枠についての基本的な考え方、こうあるべきだということについての委員の意見はいかがでしょうか。

堀委員 ・ 基本的な思想というものを固めて、それをどういう風に展開していくかは、論理的でないといけないと思います。この資料1の7ページにある検討項目が、審議会に検討を求められている部分ですね。我々はこれに書かれていることが良く理解出来ないと答えようがありません。

・ 例えば、検討項目に「地域の特性にあった優れた広告物景観の誘導」と「周辺街並みと調和する優れた広告物の誘導」と書いてありますが、「優れた広告物」と「優れた広告物景観」というのはどのように整理されていますか。優れたということを前提にしつつ、更にそれに加えて地域の特性にあったというのは具体的にどういうことか、それが分からないと広告物景観の誘導は出来ません。

・ 「広告物」と「広告物景観」は違うものであり、その「優れた」というものも違うはずです。そういうところが整理されてくると自然と何が課題になるのかが分かると思います。

・ また、「優れた広告物」について、「周辺の街並みと調和する」というのは、具体的にどういうことですか。読み解いて具体的な基準なり、誘導方策にする必要があるので、曖昧さは許されません。この辺のところ分かりやすく説明されると論点整理ができてくると思います。

涌井会長 ・ まさにそこが非常に重要で、きちっと議論しないといけません。つまり屋外広告物景観というのはトータルの状態であり、優れた屋外広告物というのは物の状態です。そこをきちっと整理しながら議論しないと、地域に適合したという議論をしていくときに、地域とは何かという見定めと、この屋外広告物との関係が非常に曖昧なことになってしまいます。市の考えはどうですか。

都市景観課長 ・ 検討項目の中で、1つ目の「地域の特性にあった優れた広告物景観の誘導」については、ある一定の範囲の地域において、広告物も含めた、地域全体の景観形成が必要であり、その中でトータルな状態としての広告物景観をどういうふうにして誘導していくのかという考え方を持っています。

- ・「周辺の街並みと調和する優れた広告物の誘導」については、個々の広告物に注目したときに、周辺の街並みと調和するデザインの広告物をどう誘導していくべきかということです。
- ・つまり、地域ごとの景観形成にあわせて、総体としての広告物と、個々の広告物をどのように誘導していったらいいのかということについて説明しました。

涌井会長

- ・これについて委員の意見はありますか。

杉山委員

- ・現状における問題として作並温泉と秋保温泉を挙げていますが、全域が自然公園なので全く出せなくて困っているということなのか、許可地域で割と優良な看板が出ているのか、逆にネオンを使っているものが多くて嫌な感じになっているということなのか、あるいは温泉地の魅力づくりを目指して取り組んでいるのか、現実が見えてきません。
- ・しっかり現状把握をした上で、進め方のフローなどについても、審議会で協議するのか、どのように取組んだらいいのかということも示してほしいと思います。

涌井会長

- ・今の話は率直に説明してくれた方が分かると思います。要するに屋外広告物法による規制の他に、自然公園法に基づく規制もあります。この状況を前提として、一体どういう対応策を考えているのかということまで踏み込んだ議論をすると分かりやすいと思います。まさにそこが市街地における屋外広告物景観と、自然地域における屋外広告物景観の違いの話にも繋がると思います。そこを説明してください。

都市景観課長

- ・秋保温泉と作並温泉については、どちらも比較的落ち着いた雰囲気温泉街ですが、秋保温泉はほとんどのエリアが許可地域であり、広告物の表示について特に支障はありません。一方、作並温泉は、温泉街全域が禁止地域の中に位置しているため、広告物の表示が厳しく規制され、地域の方からも、必要な表示もなかなか出来ないというような相談も受けております。
- ・本市としては両地域とも仙台市の大事な観光地という位置づけであり、景観計画の中でも、行楽地ゾーンとして自然と調和する街として位置づけられており、必要な広告物についてはある程度出せるような方向で検討していきたいと考えています。

涌井会長 ・それは分かりますが、はっきり示してほしいのは、自然公園法によって規制されているのか、それとも条例で規制されており、市がその規制を解除することが出来るのかということです。

都市景観課長 ・現状は、仙台市の屋外広告物条例で禁止地域として規制しており、基本的には仙台市の条例の変更で可能です。

涌井会長 ・作並温泉は自然公園法の位置づけは何になっているのですか。

堀委員 ・自然公園法は私が詳しいので説明しますが、資料 5 ページの地図で、青いところが普通地域で、届出だけでいい地域です。赤いところが第二種、緑のところが第三種の特別地域で、これらは許可が必要です。広告物に関しては、二種と三種ではほとんど同じ規制です。広告物に関しては特別地域であるか普通地域であるかということで規制の度合いが変わります。

・大事な点は、自然公園法の目的は自然を守る。次に自然風景を守ることです。自然風景を守るときに人工物は極力目立たないようにすることが、自然公園法の考え方です。

・法律が違うので、同列で論じると混乱するだけで、整理が必要です。整理をすると論点が見えてくるはずですが、まずきちんと現状の整理から始めないといけないと思います。

涌井会長 ・要するに、仙台市としては自然公園の中で屋外広告物をどう規制したらいいのかという論理でないと、理屈としてすっとんと落ちてきません。この問題と、市街地における商業活動を活性化しながら品性の高い街にすることは議論のレベルが違います。そこをきちんと踏まえた上で議論しないといけないと思います。

武山委員 ・同じことかと思いますが、対策を立てていくためには現状をまず良く知ることが不可欠です。

・まず一番知りたいのは、現在掲出されている屋外広告物は、正しく申請されているものなのかということです。申請されていないのであれば、まず申請してもらうためにはどうしたらいいのかとなるし、申請されている中で違反物件があるならば、それは申請の仕組みに問題があるということになります。

・もう一つは市民や観光客はどう思っているのかということです。例え

ば、駅前の建物にたくさん付いている広告物について、観光客は賑やかでいい、あるいは、良くないと言うかもしれませんし、その相関はどのようなのですか。そういう中から、悪い影響を与えているのが、大きさ・高さなどの数値で規制できるものなのか、または色や形、デザインに関するものなのかが見えてきます。前者については、徹底的に数値で制約するしかないので、しっかり調査をするべきだし、後者であれば、デザインについての審査を行う必要があると思います。

吉川委員 ・ 作並に厳しい規制がかかっている現状は、絶好のチャンスです。自然公園という厳しい規制の中で自然と調和した看板で誘導するという世界を作並の地元の皆さんで作って、きちんとプレゼンテーション出来れば、景観についての意識の高まりも期待できると思います。

涌井会長 ・ 要するに作並からは、秋保に比べて規制が強すぎて看板が出せない、同じ仙台市内の温泉地で同じ条例で、何とかして欲しいと言われているのですか。

都市景観課長 ・ 作並の場合は自然公園の中にあり、広告物条例上は禁止地域で、一つの敷地で7㎡までしか広告物が出せません。地元からは制限として非常に厳しいので、緩和してほしいとの要請があります。

涌井会長 ・ そうであれば、やはりまず、自然公園法の中でここがどういう位置づけにあるのか、そして、実態から見て、こういう課題がある、その中で法の枠組みを尊重することを前提にして、このくらい許容出来るという議論にした方が良いでしょう。
・ ただし、作並や秋保に限定せずに、条例だから全均質にしなければなりません。そこで哲学が必要になります。つまり自然を保全する、自然景観を一番優先します。その背景をしっかり明示しながら、どう規制し、どう誘導していくのかということを考えてかないと、議論が混乱します。そういう整理の仕方をしないと論理的ではないと思います。

都市整備局長 ・ 準備不足の面があり、温泉地について、改めて自然公園法の枠組みについての整理と、屋外広告物の規制については他の政令市や宮城県の事例を整理し、その中で我々として、こうしたいということものを次回示したいと思います。
・ 次の検討項目の“まちなか”についての議論をお願いしたいと思います。

す。

- ・“まちなか”も論点の整理まで行っておりませんが、やはり屋外広告物単体で捉えられるというよりも街並みとしての景観の一つの要素になっています。青葉通や定禅寺通などは、仙台市を代表するところとして、シンボルであるケヤキ並木に調和する通りの景観に取り組んできていますが、この屋外広告物というのが、現状からすると、まだまだ課題があるという認識があります。これらを踏まえて、どう扱うべきかというところの議論をお願いいたします。また、国分町においては、規制を強くするというよりは、賑やかさがあってもよいと思いますし、“まちなか”として、地域の特性が異なるので、メリハリはつけていきたいと思います。

涌井会長

- ・その前に是非整理をしておきたいのは、温泉地など個別の議論の前に、仙台市全体の景観計画の中で、自然環境の保全を考えた景観の誘導をどう考えるのかと、さらに自然公園法や条例の網がかかっている場所やそれ以外の場所についてはどう考えるのかを整理し、その上で議論する必要があります。そういう方向で整理をしていきたいと思います。
- ・次の議論の市街地について、仙台というのはやはり祝祭空間としてもあるべきと思います。光のページェントや七夕などイベントに対応した、祝祭都市としての表情を見せるための屋外広告物の効果的な掲出の仕方と、恒常的な屋外広告物の掲出の仕方を同じレベルで議論はできません。
- ・普段は大人しめで控えめで落ち着いていますが、いざとなったら物凄くアクティブで頼もしく見えるという人と同じように、魅力が重なっていかないと、都市の魅力というのはなかなか成り立ちません。平滑的に全部同じにして、ここの地区はこういう形、この地区はこういう形という、一番大事な動的な都市経営が出来なくなってしまうということがあります。

5. 議事 屋外広告物規制のあり方について

事務局

- ・説明

涌井会長

- ・ここは個別の議論で、「誘導」「活用」「協働」というキーワードを通して、仙台市の屋外広告物の質をどう向上させていくのか、屋外広告物景観という議論と個々の屋外広告物の質を高めていく議論です。両方

の合わせ技で議論をしようという提案です。これについての委員の意見はいかがでしょうか。

- 杼窪委員
- ・ 11 ページに載っている仙台駅前の例はすっきりしています。2 ページにはその斜め向かいのビルが非常に雑然としているのがわかります。業者側からみると、壁面の広告物を条例で禁止する。これが一番簡単です。条例で禁止というのは難しいのかもしれませんが、業界としては、窓貼り広告について、一番問題意識を持っています。
 - ・ にぎわいのある一番町や中央通のアーケード街では、外に向けた広告であってもおかしくは感じない。しかし、仙台駅から出た時の繁雑さはやはり違和感があります。
 - ・ それと、業界がタウンミーティングを開催し、市民を巻き込もうとしていますが、現実的には宣伝力が弱く、市民がなかなか集まりにくい。仙台市と我々の組合とで協働して開いていければ、うまくいくかなと思っています。
- 巖委員
- ・ 駅前の壁面の広告を全部禁止に出来ればすっきりするが、雑居商業ビルでは、それぞれの店舗が自分の看板を出したいという中で、9 ページの定禅寺通の例で、テナントの名前を全部小さい字で一枚の看板にまとめている事例を挙げて、このように誘導することで目標の実現性は少ないと思います。
 - ・ また、他県の事例としてガイドラインや啓発活動などが挙げられていますが、どのような成果があったか、確認する必要があると思います。
 - ・ 仙台市だけの問題ではなく、広告物やサインに対する日本全体で質の底上げの必要性を感じます。
- 涌井会長
- ・ 事例として挙げられた佐賀県のガイドラインは、市民向け、業界向け、広告主向けとなっています。特に地方都市では、特にバイパス沿いに大規模な広告が多くみられるが、行政の対応にも限界があります。そこで直接市民と事業者へ訴えかけていくことによって、行政に関心を惹起させていくという逆転の戦法をとっています。実際、そういう意識が定着してきて、少しずつ規制していこうという動きが出てきています。
- 庄司委員
- ・ 広告物景観については、規制というのは大事ですが、「杜の都」という部分で景観に調和し、地域の特性を生かした広告を規制のみで抑える

のではなく、街並みがデザインとして浮き上がるような広告ができるよう、誘導や活用も考えていけたらいいのではないのでしょうか。広告物もデザイン化され、まちづくりとマッチし、賑わいに繋がるような形を追い求めるような広告規制になればいいと思います。

馬場委員

- ・今回のこの資料からは、仙台市の景観デザインの方向性が見えてこない。杜の都仙台を大事にしたいという中で、景観や広告をデザインとして見せていくような誘導をしていこうということとは理解しましたが、仙台のまちのどこを対象に具体的に考えていきたいのかが見えません。仙台で今最も問題だということ所を少し整理して、それに対する対応というのを考えていくことが必要だと思います。

都市景観課長

- ・仙台市では、定禅寺通と宮城野通で広告物も含めた景観形成に取り組んでいます。また、青葉通についても仙台のシンボルとなるよう、地域の方と協働で取り組みの検討をしています。
- ・仙台の玄関・顔である仙台駅周辺については、問題があると感じており、重要な場所として取り組んでいく必要性があると考えています。
- ・市内の広告等のデザインが色々あるということについては、地域ごとの特性に合わせた景観づくりをしていく中でないと考えていく必要があると感じています。

都市整備局長

- ・仙台駅西口や青葉通には、地区計画も景観地区も指定してない。地元で協議会が立ち上がり、検討の途についたということはあるんですが、我々としてはそこを狙っていきたいと考えております。
- ・日常的な景観として通りをどう捉えるかについては、仙台は結構地域ごとにお祭があります、その時に掲出される看板やフラッグも規制されてしまうという問題もあります。
- ・これらについても、次回もう少しメリハリのある資料やエリアを提示し、委員の皆様からの意見を頂戴したいと思います。

吉川委員

- ・震災復興の途中で、今ものすごくまちが動いており、仙台の景観をどうしていくのか、何かをやるなら今がチャンスです。仙台の景観をどうしていくのか、せっかくだからこの機会に試してみようという呼びかけには、多くの市民が反応すると思います。まちに統一感を持たせるのに、まちのサイン類に自分たちの独自の文化を表現していくというような方法もあります。
- ・地下鉄東西線の駅周辺など、まちづくりの機運のポテンシャルのある

地域を、広告物で統一感を持たせることで、ローコストで美しいまちづくりもできます。今の機運をうまく、景観をサイン類で変えていくことに結び付けられるような動きができればいいと感じます。

- 杉山委員
- ・道路景観については、広告物を全部禁止にするとか、大きさ、サイズをまとめるとか、少し画期的にやってもいいと思います。
 - ・“まちなか”も広告物を禁止してしまう地域と街の個性を活かした景観づくりをする地域があってもいいと思います。
 - ・今日、駅からアーケード街の看板の写真を撮って歩きましたが、古いデザイン、素晴らしいファサードの店があって、立派な意匠が残っています。そういうようなことも皆さんで現状把握というかワークショップなどで、見てみることを考えてもいいと思います。イベントのデザインコンテストなどは素晴らしいと思います。
 - ・京都の三条通では、トーンという考え方で色の調和を捉えています。地域ごとに具体的に、何々通りはこういうトーンにするなど、目標を持たせるとか、年間のイベント等のスケジュールを考慮したそれぞれの目標をきちんと考えるといいと思います。

- 佐藤委員
- ・定禅寺通や青葉通のように街並みを誘導していく通りが、市民の声としてどういう通りにあるのかが、まず発端になるのではないかと思います。市としてもトータル的に、こういう風に誘導していきたいというような通りがあると思います。その通りや目標がはっきりすれば、地域の人たちがどう考えているのかというのが結構重要だと思います。

- 堀委員
- ・7ページの検討項目で、「誘導」「活用」「協働」とは方法で、狙いが書かれてないので、しっかりと狙いを示す必要があります。狙いがあって、初めて方法・手法がでてきます。「誘導」は「規制」とセットで、規制は悪いものを少なくしていくというマイナスを軽減する働き、「誘導」はプラスの付加に有効です。当然マイナスを減らしてプラスを増やすのはまちにとっていいことですが、問題はマイナスプラスの境目、それが地域によって異なることです。狙いは何で、その狙いにあった方法・対策は一体何か、それを地域ごとにどういう風に定めていくのかということをしっかりやってほしいと思います。もう一つ、「活用」という言葉にも狙いが見えてきません。その辺が明示されれば、この三者の関係「誘導」「活用」「協働」も整理されると思います。

武山委員

- ・1 ページ目に項目別に規制のあり方を検討していきたいとありますが、これは「コントロールのあり方」とした方がいいと思います。要するに、まず「規制」があり「誘導」があり、「活用」ではないかと思っており、「活用」の中の手法として「協働」というものが位置づけられると思います。
- ・誘導と活用をもう少し簡単に示そうと思うと「優・良・可」という言葉を私は使っておりまして、規制により悪いものを排除する、排除しても「可」しか取れません。誘導して良いデザインのものが増えてきた、それは「良」のまち。「活用」はさらに「優」、このまちは魅力的だねというふうに思わせるために戦略的に考え、よりまちの魅力を醸し出すような広告物の計画をしていきたいと思います。現在、都市間競争といいますが、色んな意味で競う時代、その中において「優」のまちにのみ、人は行くのではないかと思います。

涌井会長

- ・私は、今やろうとしていることは非常に良いことだと思います。ただし、これを仙台市として、市民に語りかけていく時、一つ一つの言葉の正確さと、論理の構築は不可欠だろうと思います。そうした意味で、多少専門的な立場から議論を深めてほしいと思います。市民には痛みのあることも強制するわけで、痛みがどこにあるかを理解し、それを緩和する方法も分かってなければ、痛みは強制できないと思います。でなければ、「協働」も「活用」もないので、十分理解をして資料を整えてほしいと思います。哲学とは何か、まちづくりの方向を見定めながら、その中でどういう広告規制をするのかということまで議論が必要です。将来そういう方向性があった時にアジャストできるような、フレキシビリティだけは用意しておかなければいけないと思います。
- ・それでは、歩行者系案内誘導サイン等基本方針が出来上がったということですので、これについて簡単に報告をしてください。

事務局

- ・歩行者系案内誘導サイン等基本方針は、10月14日付で策定しました。現在、来年3月の国連防災世界会議に向けまして、道路上のサイン、それから青葉山公園周辺を中心とします観光系サインの整備を進めています。また、特に重要な情報拠点となるJR仙台駅周辺においては、JR東日本、バス協会、仙台市交通局等、異なる事業者間での連携に取り組んでいます。

- 涌井会長 ・色の問題やバックのトーンの問題、色々あったがようやく誇りうるものが出来たと思っています。
- 武山委員 ・できれば、審議会ですっかり議論した上で、これが出来たのだということは入れていただいた方がよいと思います。改訂する機会があれば、そういったプロセスは明示すべきと思います。
- 都市景観課長 ・今後、改訂の時には審議過程についても入れたいと思います。また、既に印刷したものには、シール等により対応いたします。
- 涌井会長 ・最後に手続き的なところで事務局の方からの提案があるとのことです。
- 事務局 ・審議会の議事録については、全文逐語の議事録を作成し、委員の皆様が発言内容の確認をお願いしてきたところですが、一般的な議事録では、要旨を記載していることと、審議会の開催後に時間がたってからの確認依頼になってしまっていたため、発言内容を全て確認するというのが、かなりの負担と困難を伴うという意見がございました。
・審議会の了承を得られれば、今後は逐語の議事録ではなく要旨をまとめた議事録にしていきたいと思っています。
- 委員全員 ・異議なし
- 涌井会長 ・ただし、情報公開の請求もあると思うので、議事録とは別に議事全般の推移については速記録などで残っていると理解してよいですか。
- 事務局 ・よいです。
- 涌井会長 ・今日は大変厳しい指摘を致しました。これは我々の議論が市民レベルにいった時に、どういう基準でどういう風に考えているのか、おもとの議論のところに非常に関心を持つので、そこで不整合がでないように議論するというところが、我々の義務だと思います。そういう意識でまとめてください。

